省エネ設備・資材（ヒートポンプ、循環扇）設置業務委託仕様書

１　委　託　名

　　省エネ設備・資材（ヒートポンプ、循環扇）設置業務委託

２　目　　　的

　　農業生産におけるＳＤＧｓ推進に取り組むため、イチゴ栽培における燃油削減実証実験

　　を効果的に行うにあたり、千葉市農政センター内８、９号温室に千葉市ＳＤＧｓ対応型

施設園芸推進協議会（以下、「協議会」という）が指定した設備・資材を設置する。

３　委託場所

千葉市農政センター（若葉区野呂町７１４番地３）内８、９号温室

（別紙　ほ場詳細図参照）

４　委託期間

契約締結日から令和４年９月１２日まで

５　業務対象施設及び内容

1. 燃油削減実証実験に係る省エネ設備・資材の導入

農政センター８、９号温室において、イチゴ栽培による「施設園芸における石油由来燃料の使用削減及び、排出温室効果ガス削減技術実証」（別紙参照）を行うにあたり、以下の千葉市SDGs対応型施設園芸推進協議会（以下、「協議会」という）が指定した設備・資材を設置する。

　　ア　導入機材

　　　導入する機材は、イチゴの生育環境を統合制御するため、以下の指定したものとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **品名** | **商品名** | **型番** | **メーカー** | **数** |
| ヒートポンプ | グリーンパッケージ | NGP109TQ-J | ネポン㈱ | ４台 |
| 送風ファン | ラインファン | ALF№2-508S | テラル社 | 12台 |
| 制御盤 | タイマーBOX | TMB-200-11 | ネポン㈱ | 1台 |
| 循環扇 | 風来望Ⅱ |  | 日農工業㈱ | ８台 |
| 制御盤 | 5段風速切り替えタイマー付き制御盤 |  | 日農工業㈱ | ２台 |

イ　設置導入場所及び設置条件

（ア）8号温室

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **商品名** | **数** | **設置条件** |
| グリーンパッケージ | 1台 | 同ハウス内に市が設置する燃油暖房機（ネポン社製、1台）と「グリーンパッケージ」によるハイブリット加温を、協議会が設置する環境制御システム（誠和社製、Next80）により行えるよう接続、整備する。 |
| 風来望Ⅱ | 4台 | 「風来望Ⅱ」を設置し、「5段風速切り替えタイマー付き制御盤を介し、協議会が設置する環境制御システム（誠和社製、Next80）によりハウス内温度環境が、イチゴの生育にとって最適な管理ができるよう、風来望4台を整備する。 |
| 5段風速切り替えタイマー付き制御盤 | 1台 |

（イ）9号温室

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **商品名** | **台数** | **設置条件** |
| グリーンパッケージ | 3台 | 外気導入コリドーに設置し、Next80（誠和社製）により室内温度及び湿度環境を制御できるよう設置する。 |
| ラインファン | 12台 | ハウス全体がイチゴ栽培に適した温湿度環境になるよう、ラインファン12台及びベッド下にダクトを（ふた付）設置するとともに、タイマーBOXを介し、協議会が設置する環境制御システム（誠和社製、Next80）により管理できるよう整備する。 |
| タイマーBOX | 1台 |
| 風来望Ⅱ | 4台 | 「風来望Ⅱ」を設置し、「5段風速切り替えタイマー付き制御盤を介し、協議会が設置する環境制御システム（誠和社製、Next80）によりハウス内温度環境が、イチゴの生育にとって最適な管理ができるよう、風来望4台を整備する。 |
| 5段風速切り替えタイマー付き制御盤 | 1台 |

６　設置施設の仕様概要

（１）温室8号仕様概要

　　　　間口7,200 mm×2連棟＝14,400 mm

　　　　奥行33,000 mm

　　　　肩口高約2,500 mm

（２）温室9号仕様概要

　　　　間口8,000 mm×2連棟＝16,000 mm

　　　　奥行36,000 mm

　　　　軒高　基礎高250 mm+柱高2,700 mm＝2,950 mm

　　　　屋根勾配5/10

７　整備に当たっての条件

・受注者は業務の実施に当たっては、協議会事務局と協議を行い、その意図や目的を十分理解した上で適切な人員配置のもと進めること。

・受注者は業務の実施にあたり、千葉市の受注する「千葉市農政センターリニューアル施設整備業務委託」の受注者と協議を行い、設備・資材を設置すること。

・受注者は、業務の進捗に関して協議会事務局に対して定期的に報告を行うこと。

・受注者は自社の社員の中から、主任技術者(管理技術者)及び主任担当技術者を選任し

協議会事務局に報告すること。

・本業務を受託したもの（以下「受注者」という）は、業務の実施に当たっては、関係法令及び条例を遵守すること。

８　業務計画書の提出

1. 受注者は契約締結後７日以内に業務計画書を作成の上協議会に提出し、承認を受けること。
2. 業務計画書には次の事項を記載すること

ア　業務内容、業務遂行方針

イ　業務詳細工程

ウ　業務実施体制及び組織図

エ　主任技術者(管理技術者)、主任担当技術者及び経歴書

オ　再委託がある場合は再委託先の概要及び担当技術者一覧

カ　その他、市が必要とする書類

９　成果物

以下の成果物を期日までに納品する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **成果物** | **内容** | **提出期限** |
| 設計図書 | 製本2部、データ一式 | 着工前まで |
| 竣工図書 | 製本2部、データ一式 | 完了検査前まで |
| 工事記録 | 製本2部、データ一式 | 完了検査前まで |

<電子データ>

最終版は、PDF形式及びオリジナル形式にて納品すること。

オリジナル形式については、文書データはMicrosoft Wordを使用して作成し、図表などは

Microsoft Excel又はMicrosoft PowerPointを使用して作成すること。

なお、Windows10で開くことができる形式とすること。

また、使用した写真データ（Jpeg形式）やＣＡＤデータ（データ形式は、市及び受注者

双方の協議による）についても、オリジナルデータを提出すること。

１０　議事録等の作成

（１）協議会事務局との打合せ・協議を行う際には、あらかじめ協議事項を連絡すること。終了後に議事録を作成した上で速やかに提出し、内容に疑義がある場合は速やかに補正すること。

（２）打合せ等において生じた課題については、議事録とは別に一覧にまとめること。

また、一覧は受注者・協議会が対応すべきものに分け、それぞれ対応期限を明記すること。

１１　契約に関する条件

（１）本業務で作成された成果品の著作権は、協議会に帰属する。

（２）成果品等について、受注者が第三者の有する知的財産を使用する場合には、その使用

に関するすべての責任は受注者が負わなければならない。

１２ 業務の再委託について

（１）受注者は、受託した業務を一括として第三者に委託し、又は請け負わせることはで

きない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、事前に協議

会と協議し、承認を得た上で業務の一部を委託することができる。

（２）受注者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に、本仕様書に定める

受注者の義務と同様の義務を負わせるとともに、再委託先の行為及びその結果に対する

全ての責任を負うものとする。

１３ その他

1. 受注者は、本業務実施に当たり、随時協議会事務局と協議を行い、意思疎通を図ると

ともに、指示及び監督を受けなければならない。

1. 受注者は、業務の進捗状況について、適宜協議会に報告を行うこと。
2. 受注者は、本仕様書の解釈に疑義のある事項及び仕様書に定めのない事項は、事前に

市に報告し、協議会の指示に従わなければならない。

（４）受注者が本委託業務の遂行に当たり知り得た、協議会、参加企業等の情報及び個人情

報の取り扱いについては、法令に基づき厳重に管理を行い、本委託業務終了後も、他へ

の開示、漏えい及び目的外利用をしてはならない。

また、それらの委託者、事業者等の情報及び個人情報の漏えいにより生じた損害については、全て受注者の責任において処理すること。

（５）受注者が、本業務委託の遂行に関連し、第三者へ損害が発生した場合、その損害が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、受注者の責任においてその損害を賠償すること。

（６）本業務の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策、事故防止等、安全の確保に十分配慮すること。